

令和 3 年度  
教員免許状更新講習・募集要項

高知学園短期大学

<http://www.kochi-gc.ac.jp>



## 1. 講習開設趣旨

この講習は、教育職員免許法の改正により設けられた「教員免許更新制」に基づき、文部科学大臣の認定を受けて、本学のこれまでの幼児教育の教員や保育士を養成してきた歴史や伝統を生かしながら、幼稚園教員の資質、指導力の向上を目的として開設するものです。

本講習を受講し、修了認定試験に合格した場合、「履修証明書」が発行されます。

## 2. 受講対象者（新免許状・旧免許状共通）

- ① **現職教員**（校長（園長）、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く。）
- ② 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ④ ③に準ずる者として免許管理者が定める者
- ⑤ 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- ⑥ 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者
- ⑦ 教員採用内定者
- ⑧ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- ⑨ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑩ 認定こども園で勤務する保育士
- ⑪ 認可保育所で勤務する保育士
- ⑫ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

## 3. 受講義務者（旧免許状所持者のみ）

旧免許状所持者のうち、上記①、③、④、⑥については受講義務者（更新講習の受講義務がある者）になります。

## 4. 証明（受講対象者であることの証明）

更新講習を受講する際には受講対象者であることを証明する必要があります。つまり、受講対象者は、①身分証など本人確認を行うことができる書類及び②勤務する学校の校長（幼稚園の園長）、その者を雇用しようとする者または臨時任用（または非常勤）教員リストを作成している者などが行う受講対象者であることの証明のための書類を持って受講を申し込むことが必要になります。

## 5. 修了確認期限【旧免許状所持者】

平成21年3月31日までに授与された教諭免許状を持つ方のうち、次の方が対象となります。

○令和4年3月31日に修了確認期限となる方

＜第2グループ＞2巡目 [1巡目に更新を行ったものに限る]

受講対象者の生年月日	年齢 ※1	免許状更新受講期間
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	満65歳	令和2年2月1日 ～ 令和4年1月31日
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日	満55歳	
昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	満45歳	

※1 令和4年3月31日における年齢。

○令和5年3月31日に修了確認期限となる方

＜第3グループ＞：2巡目 [1巡目に更新を行ったものに限る]

受講対象者の生年月日	年齢 ※2	免許状更新受講期間
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	満65歳	令和3年2月1日 ～ 令和5年1月31日
昭和42年4月2日～昭和43年4月1日	満55歳	
昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	満45歳	

※2 令和5年3月31日における年齢。

○修了確認期限までに更新申請をされなかった方で、**2. 受講対象者の①～②**に該当する方

### 【新免許状所持者】

新免許状（平成21年4月以降に初めて免許状を授与された方の免許状）には、10年間の有効期間が付されます。

有効期間満了日の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に免許状更新講習を受講・終了する必要がありますので、有効期限を確認してください。

注. 平成21年3月31日以前に授与された免許状をお持ちの方は、平成21年4月以降に免許状が新たに授与されても「旧免許状所持者」の扱いになり、新たに授与された免許状についても、有効期間の付されない旧免許状となりますのでご注意ください。

○現在、教員免許を必要としない職でお勤めの方（教員としてお勤めでない方）

### 【旧免許状所持者】

現在、教員免許を必要としない職にある方は、更新講習の義務が課せられていませんので、更新講習を受講せずに修了確認期限を経過しても、免許状が失効することはありません。

また、教員としての勤務経験がなく、これから教員となることも見込まれない方は、更新講習を受講することはできません。ただし、過去に教員としての勤務経験がある方や今後教育職員となることが見込まれる方（教員採用内定者、都道府県教育委員会や私立法人の臨時任用教員リスト掲載者など）は、更新講習を受講・修了し、免許管理者（住所地の都道府県教育委員会）へ更新の申請をすることができます。

**【新免許状所持者】**

教員としての勤務経験がなく、これから教員となることも見込まれない方は、更新講習を受講することはできません。ただし、過去に教員としての勤務経験がある方や今後教育職員となることが見込まれる方（教員採用内定者、都道府県教育委員会や私立法人の臨時任用教員リスト登載者など）は、更新講習を受講・修了し、免許管理者（住所地の都道府県教育委員会）へ更新の申請をすることができます。

※ 詳しくは、文部科学省HP「教員免許更新制」でご確認ください。

**6. 講習時間及び本学での開設講習・定員**

免許状更新の申請には、30 時間以上の講習の受講が必要となります。

本学では、30 時間の講習を実施します。会場はすべて高知学園短期大学です。

領 域		時 間	本学での開設日程 (定員)
必修領域	全ての受講者が受講する領域	6 時間	令和3年 7月31日(土) (定員：60名)
選択必修領域	受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域	6 時間	令和3年 8月1日(日) (定員：60名)
選択領域	受講者が任意に選択して受講する領域	18 時間	令和3年 8月7日(土) 21日(土) 28日(土) (定員：60名)
合 計		30 時間	

**7. 講習内容** [各講習の概要は開設講習一覧（詳細）をご覧ください。]

**【必修領域】**：教育の最新事情

日程	時限	時 間	事 項	担当者
7/31 (土)	1	8:40～10:10	国の教育政策や世界の教育の動向	小島 一久
	2	10:20～11:50	教員としての子ども観、教育観等についての省察	二宮 弘
		11:50～12:50	(昼休み)	
	3	12:50～14:20	子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む）	渡邊 豊年
	4	14:30～16:00	子どもの生活の変化を踏まえた課題	吉村 斉
	5	16:30～17:30	試 験	
	免許状更新講習受講者評価（10分程度）			

【選択必修領域】：幼稚園教育要領の改訂の動向等

日程	時限	時間	事項	担当者
8/1 (日)	1	8:40～10:10	幼稚園教育要領の改訂の動向等	山下 文一
	2	10:20～11:50		
		11:50～12:50	(昼休み)	
	3	12:50～14:20	幼稚園教育要領の改訂の動向等	山下 文一
	4	14:30～16:00		
	5	16:30～17:30	試験	
	免許状更新講習受講者評価 (10分程度)			

【選択領域】：幼稚園教諭のための知識・技能演習

日程	時限	時間	項目	担当者
8/7 (土)	1	8:40～10:10	1. 幼児教育における見方・考え方と学力	宮崎 大樹
	2	10:20～11:50	2. 幼児教育と小学校教育の接続、学びの連続性	宮崎 大樹
		11:50～12:50	(昼休み)	
	3	12:50～14:20	3. 幼児の言語発達について	今井 多衣子
	4	14:30～16:00	4. 保育者のメンタルヘルス	田村 由香
	5	16:30～17:30	試験	
	免許状更新講習受講者評価 (10分程度)			
8/21 (土)	1	8:40～10:10	5. 学級集団、教授、学習研究の動向について	吉村 斉
	2	10:20～11:50	6. 子どもの健康管理	矢野 智恵
		11:50～12:50	(昼休み)	
	3	12:50～14:20	7. 乳幼児期を大切に ～子どもの心の健康づくり～	山本 和代
	4	14:30～16:00	8. 子どもの身体表現	池澤 眞由美
	5	16:30～17:30	試験	
	免許状更新講習受講者評価 (10分程度)			
8/28 (土)	1	8:40～10:10	9. 幼児期における音楽の指導	中山 直之
	2	10:20～11:50	10. 幼児のための特別支援教育	渡邊 豊年
		11:50～12:50	(昼休み)	
	3	12:50～14:20	11. 造形表現への視座	浪越 篤彦
	4	14:30～16:00	12. 子どもの運動遊びを促す取り組み	山本 英作
	5	16:30～17:30	試験	
	免許状更新講習受講者評価 (10分程度)			

## 8. 受講手続

募集受付期間：令和3年5月17日（月）～5月28日（金）＊

＊ハガキでのお申込から受講決定（受講受付通知書送付）までの期間。受講受付は、郵便受付のみとさせていただきます、5月17日以降の消印のものを有効とさせていただきます。ただし、申込数が定員に達した場合は、期間中でも受講をお断りさせていただきますのでご了承ください。

○申込み方法（別添「受講申込手続き等の流れ図」参照）

1. 官製ハガキ（封書可）に、①郵便番号 ②住所 ③氏名（ふりがな） ④生年月日 ⑤年齢 ⑥連絡のとれる電話番号（自宅または携帯電話） ⑦勤務先（幼稚園名） ⑧勤務先電話番号（⑥で連絡のとれない場合は勤務先に連絡をさせていただく場合があります。） ⑨受講希望日 [7/31（土）・8/1（日）・8/7（土）・8/21（土）・8/28（土）] ⑩その他連絡事項＊

以上を明記して、本学教務課宛までお送りください。

＊ 記載内容について電話で確認をさせていただく場合がありますので、電話に出られない時間帯等がある場合は、ハガキにその旨ご記入ください。

※ お申込みの際は、お一人様ごとのご記入をお願いいたします。

（ハガキ1通につきお一人、封書の際も同様に1通につきお一人の申込みをお願いいたします。）

2. 申込みハガキの内容を確認させていただいたうえで、先着順に受付をします。  
後日、「受講受付通知書」、「受講申込書」、「受講料振込依頼書」等の必要書類を送付します。
3. 受講料を所定の「受講料振込依頼書」を使用し、最寄の金融機関からお振込みください。  
受講希望日をご確認のうえ金額をご記入ください。（振込手数料は、受講者負担となります。）※ 金融機関窓口で「振込金受取書」と「確認票」を必ず受け取ってください。
4. 「受講申込書」等の必要書類を本学教務課宛、郵送してください。  
令和3年6月21日（月）までに必要書類を送付してください。  
受講申込後の受講講座の変更は原則として認められませんのでご注意ください。
5. 受講決定 ⇒ 受講料の納付及び受講申込書等を確認した後、受講決定となります。  
受講決定後、順次受講票等を送付します。  
※申込み時に記載された氏名、住所等の個人情報につきましては、本講習の実施に係る業務のみに使用します。

## 9. 課題意識調査書（事前調査書）

受講申込みと同時に、「課題意識調査書」を提出していただきます。本講習を受講した理由、取り上げて欲しい事柄、講習受講にあたっての要望等について、ご記入のうえ必ずご提出ください。講習担当講師が事前に参照し、講習に反映できるよう努めます。

## 10. 受講料

- ・ 必修領域            1 講習（ 6 時間）            6,000 円
- ・ 選択必修領域      1 講習（ 6 時間）            6,000 円
- ・ 選択領域            1 講習（ 6 時間）            6,000 円（ 3 日間のうち 1 日受講の場合）  
                          2 講習（ 12 時間）          12,000 円（ 3 日間のうち 2 日受講の場合）  
                          3 講習（ 18 時間）          18,000 円（ 全 3 日間受講の場合）

※選択領域については、18 時間全てを受講することを原則としますが、諸事情により全て受講しない場合は、1 講習（6 時間）を単位として受講してください。

## 11. 受講辞退

受講申込書を提出後、受講を辞退する場合は、本学教務課までご連絡ください。

なお、納付された受講料は原則として返還しません。但し、次に該当する場合は、本人からの受講辞退の申出により、受講辞退届をお渡ししますので速やかにご提出ください。当該受講料を返還する場合があります。

【受講料を返還する場合は、受講辞退届を本学が受理した日を基準とします。】

受講辞退届受理日	返還額
イ 当該講習の講習開始日の前日から起算してさかのぼって 8 日目にあたる日以前に辞退する場合	受講料から 1,000 円を差し引いた額
ロ 当該講習の講習開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降に辞退する場合（ハに掲げる場合を除く）	受講料の 5 割
ハ 当該講習の講習開始日以降	返還なし

## 12. 修了認定

講習の修了認定は、各講習の認定試験によって行います。

必修領域        …    7 月 31 日(土)

選択必修領域 …    8 月 1 日(日)

選択領域        …    8 月 7 日(土)、8 月 21 日(土)、8 月 28 日(土)

## 13. 受講者評価

各領域の講習受講後、講習に対する 10 分程度の受講者評価を行いますので、ご協力ください。これは、今後の講習実施の参考資料として活用するため実施するものです。

## 14. 履修証明書

修了認定試験の合格者には、履修証明書を発行します。履修証明書は、免許管理者（勤務する園等の所在地の都道府県教育委員会）に対し、更新講習修了（履修）の確認申請をするための添付書類となります。履修証明書は全講習終了後 1 ヶ月を目途に通知する予定です。

なお、不合格者にはその旨通知します。



## 15. 事前相談

本学での講習を希望する方で、障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者等）を有し、受講上特別な措置を希望する方は、事前にお申し出願います。また、日常的に補聴器、松葉杖等を使用している方も事前相談をお願いします。

## 16. 講習の中止・延期等

台風接近等の天候や不測の事態が発生した場合には、講習を中止又は延期する場合があります。講習の中止又は延期については、本学ホームページ [講座・学習>教員免許状更新講習] に掲載します。

### お問い合わせ

〒780-0955

高知市旭天神町 292-26

高知学園短期大学 教務課

担当：前田・森木・西村・山本

Tel：088(840)1121（内線 1209）

Fax：088(840)1123

E-mail：kyoumu@kochi-gc.ac.jp